福井市建設工事共同企業体運用要項

【第１章　総則】

（趣旨）

第１条　この要項は、福井市が発注する建設工事等に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

２　この要項において「経常建設共同企業体」（以下「経常共同企業体」という。）とは、市内中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

【第２章　特定共同企業体】

（対象工事）

第３条　特定共同企業体により施工する工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める設計金額以上の工事のうち、技術的難易度等その内容を勘案し、特定共同企業体による施工が適当と福井市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が認めた工事とする。

(1)　土木一式工事　　３億円

(2)　建築一式工事　　４億円

(3)　その他工事等　　２億円

２　前項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため特に技術力を

結集する必要があると審査会が特に認めた工事については、特定共同企業体により施工する工事とすることができる。

（構成員の数）

第４条　特定共同企業体の構成員の数は、２又は３者とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（構成員の資格）

第５条　特定共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

⑴ 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（令和４年福井市告示２４６号。以下「告示第２４６号」という。）第５項第２号に規定する福井市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。

⑵ 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が継続して３年以上あること。

⑶ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。

⑷ 発注工事に対応する許可業種に係る法２６条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を工事現場に専任で適正に配置することができること。ただし、法２６条第３項ただし書に規定する監理技術者等を置くときは、この限りではない。

⑸ その他有すべき資格等を定める工事にあたっては、当該資格等を有すること。

（代表者）

第６条　代表者は、等級が異なる者の間では上位等級の者とし、等級が同一の者の間では構成員において決定された者とする。

２　前項の規定にかかわらず、公告において、代表者となる者の要件を別途定めたときは、当該要件を満たす構成員を代表者とする。

（出資比率）

第７条　構成員の出資比率は、次の各号によるものとする。

(1) 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 構成員の最小出資比率は、構成員が２者のときは３０パーセント以上、３者のときは２０パーセント以上であること。

（資格審査等）

第８条　特定共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

(1) 特定共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ及び構成員が有すべき資格等

(6) 資格の有効期間

(7) その他必要事項

２　前項により申請を受理したときは、その資格審査を告示第２４６号第５項第１号の規定を準用し行い、適格なものを有資格業者として

認定するものとする。

３　前項による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了した後共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については当該工事に係る契約（福井市財務会計規則第１１７条に規定する仮契約を含む。）が締結された日に効力を失う。当該工事についての落札者が決定されなかったとき、又は入札の取りやめが行われたときには、その時点をもって効力を失う。

【第３章　経常共同企業体】

（対象工事）

第９条　経常共同企業体により施工することができる工事は、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事とし、経常共同企業体への発注は単体企業に対する発注に準ずるものとする。

（構成員の数）

第１０条　経常共同企業体の構成員の数は２又は３者とする。

（構成員の資格）

第１１条　経常共同企業体の全ての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

⑴　企業体を結成し工事の競争入札に参加するため資格者名簿に登録を希望する工種（以下「登録希望工種」という。）につき、法第３条に規定する許可を有しての営業年数が継続して３年以上あること。

⑵　登録希望工種について、法第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査（第１５条に定める資格審査の申請時に提出したもの。以下「経営事項審査」という。）における基準決算の完成工事高が５００万円以上あること。

(3) 経営事項審査申請において、主たる営業所を福井市に置く者であること。

(4) 登録希望工種に係る監理技術者等を有し、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者等を工事現場ごとに適正に配置することができること。

また、工事１件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第１項で定める金額にあっては、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者等を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事１件の請負代金の額が、建設業法施行令第２７条第１項で定める金額の最低規模の３倍未満であり、第１２条で規定する代表者が監理技術者等を工事現場に専任で配置する場合においては、他の構成員は、監理技術者等を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。ただし、法２６条第３項ただし書に規定する監理技術者等を置くときは、この限りではない。

(5) 他の経常共同企業体の構成員でないこと。

(6) 登録希望工種の等級が、同一等級又は直近等級の構成員による組み合わせによるものとし、等級が３等級にわたらないこと。なお、等級の認定は申請時の資格審査に基づき格付けされると見込まれる等級によるものとする。

（代表者）

第１２条　代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、原則として第１７条に規定する有効期間中の変更は認めない。

（事務所の所在地）

第１３条　事務所の所在地は、代表者の所在地とする。

（出資比率）

第１４条　構成員の出資比率は、第７条の規定を準用する。

（資格審査の申請）

第１５条　経常共同企業体は、告示第２４６号第３項に基づき経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第２号）、共同企業体協定書（指定様式）及び資格審査に必要な書類を提出して、資格審査を受けなければならない。

（審査）

第１６条　競争入札の参加資格の審査の申請を行った経常共同企業体の資格の有無については、告示第２４６号第５項の規定に基づくものとする。ただし、登録希望工種に係る経常建設共同企業体としての等級が、各構成員の登録希望工種に係る等級（申請時点の資格審査に基づき格付けされると見込まれるもの）を下回る場合は、資格を認めない。

（有効期間）

第１７条　経常共同企業体の資格の有効期間は、告示第２４６号第７項に規定する期間とする。

２　有効期間満了日に現に工事を請け負っているものは、当該工事についてのみ工事が完了するまで資格があるとみなすものとする。

（有効期間内に提出すべき書類）

第１７条の２　経常共同企業体は、経常建設共同企業体協定書に基づき、工事竣工の都度、当該工事について決算しなければならない。

２　経常共同企業体は、工事請負の都度、経常建設共同企業体協定書に基づく運営委員会の委員名簿及び経常建設共同企業体協定書第８条に基づく協定書を提出しなければならない。ただし、資格の審査の申請

の際に提出したもので工事請負時において変更がなければ、提出を省略することができる。

３　前項又は第２０条の規定により提出された書類において、経常共同企業体の構成員が第１１条各号に掲げる要件を満たさないことが明らかになった場合は、経常共同企業体としての資格を取り消すものとする。

４　前項の規定により資格を取り消された経常共同企業体は、資格取消の事由が消滅したと認められるときは、資格を取り消される前の登録

希望工種について登録の再申請をすることができるものとする。

（解散）

第１８条　経常共同企業体は、原則として第１７条に規定する有効期間内での解散はできないものとする。ただし、代表者又は構成員のいずれかが破産した場合その他相当の理由がある場合は、この限りではない。

２　有効期間満了日に現に工事を請け負っているものは、当該工事が完了するまで解散はできないものとする。ただし、当該工事以外の工事についてはこの限りでない。

（競争入札への参加資格等の制限）

第１９条　経常共同企業体の構成員は、経常共同企業体での資格者名簿への登録工種については、単体企業での資格者名簿への登録は、できないものとする。

２　経常共同企業体の構成員及び当該経常共同企業体は、経常共同企業体としての登録工種においては、特定共同企業体の構成員となることができないものとする。

【第４章　雑則】

（変更の届出）

第２０条　共同企業体の代表者は、申請した事項に変更があった場合には、告示第２４６号第６項の規定により速やかに市長に届け出なければならない。

（共同企業体に対する通知等）

第２１条　共同企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為については、全て共同企業体の代表者に対して行うものとし、代表者に対して通知等を行った場合には他の構成員にも通知等を行ったとみなすものとする。

（その他）

第２２条　この要項に定めるもののほか、共同企業体の運用に必要な事項は、審査会が別に定めるものとする。

附　則

１　この要項は、平成１１年７月１日から施行する。

２　「福井市建設工事共同企業体実施要領」（以下「旧要領」という。）は廃止する。

３　この要項の施行の際、現に「旧要領」による特定建設工事共同企業体を結成し工事を請け負っている特定建設工事共同企業体は、この要項による特定共同企業体とみなし、この要項により取扱うものとする。

４　この要項の施行に当たり、平成１１年度の特例措置として、第１９条の規定に係らず経常共同企業体の申請を平成１１年７月１日から平成１１年７月３０日まで受付けるものとする。

附　則

この要項は、平成１５年５月１日から施行する。

附　則

１　この要項は、平成１５年１２月１日から施行する。

２　この要項の施行の際、現に経常建設共同企業体として資格を認定されているものについては、第１１条第２号及び第６号の規定にかかわらず、この要項による経常建設共同企業体とみなし、この要項により取扱うものとする。ただし、第１７条の２の規定は平成１６年度より適用する。

４　現に経常建設共同企業体として資格を認定されているものについては、第１８条の規定にかかわらず、平成１６年３月末日をもって解散することを条件に、資格認定された工種について各々単体での１６年度の資格申請をすることができるものとする。

附　則

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年５月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。